平成２５年（フ）第１８０９号
札幌市東区伏古10条４丁目１番３号　ビックバーンズマンション伏古Ⅱ205号
債務者　旭　麻理子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８２７号
札幌市東区北45条東17丁目１番５号　ＦｌａｔＳａｋａｅＢ105号
債務者　中野渡昭男
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８２９号
札幌市西区西野４条１丁目１番１―205号
債務者　土方　崇子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８３８号
北海道恵庭市和光町１丁目６番６―402号
債務者　江川　快基
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８３９号
北海道恵庭市和光町１丁目６番６―402号
債務者　江川久美子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５１号
札幌市中央区南17条西８丁目２番31―401号
債務者　棚橋　友紀（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６４号
札幌市西区宮の沢２条５丁目３番34号　宮島マンション101号
債務者　笹木　秀明
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６６号
札幌市東区中沼西３条２丁目６番３―207号
債務者　阪田　悦子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８７４号
札幌市白石区南郷通12丁目南２番20号　ビブレ南郷102号
債務者　京谷　忠夫
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９０１号
北海道石狩市花川南５条４丁目110番地
債務者　山崎　　晃
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９４６号
札幌市白石区栄通７丁目１番13号　リバーデンス栄通３号
債務者　佐野　敏之
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４号
北海道小樽市富岡２丁目12番14号　笹岡アパート
債務者　桑田　真弓
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２８１号
盛岡市東松園４丁目12番15―34号
債務者　深井由佳奈
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２８８号
盛岡市前九年２丁目16番45号　村田アパート７号
債務者　峠舘　和子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６４７号
仙台市太白区西の平１丁目７番14号　ブレンディハイツ101
債務者　兼平　道義
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
茨城県筑西市折本335番地１
債務者　髙橋　邦一
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２９１号
群馬県佐波郡玉村町大字下新田771番地１　さつき荘西３号棟
債務者　長谷川周作
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係